

先進安全自動車対応優良車体整備事業者申請案内書

平成29年9月

日本自動車車体整備協同組合連合会

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 申請の手順 | 1 |
| 2. 申請に必要な書類の種類 | 4 |
| 3. 申請書の作成要領 | 5 |
| 4. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者規則 | 6 |
| 5. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者基準 | 9 |
| 6. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者申請用紙等 | 10 |

1. 申請の手順

1) 申請の申込み

所属各都道府県車体整備協同組合理事長に、事業所ごとの申込みをする。

2) 申込の受理と用紙の交付

各都道府県車体整備協同組合では、申込みを受理すると、本案内書と様式の決まっている分の用紙を申請者に交付する。

3) 申請に必要な書類

4頁を参照

4) 申請書類の下書きの作成

申請者は、申請書類の下書きを作成し、各都道府県車体整備協同組合に提出し、各都道府県車体整備協同組合では、申請書類の内容をチェックし、必要があれば修正等を行う。

5) 申請事業者の確認

各都道府県車体整備協同組合では、同組合の調査委員を申請事業者に派遣し、申請内容について確認を行う。

6) 申請書類の作成

完全になった下書きに基づき、正本1部（日車協連提出用）、副本2部（各都道府県車体整備協同組合控、申請者控各1部）を作成する。

7) 申請書類の提出

申請者は、正本、副本各1部を各都道府県車体整備協同組合に所定の申請手数料（15,000円・消費税別）を添えて提出する。

各都道府県車体整備協同組合は、推せん書を作成し、正本とともに、日車協連会長宛に所定の申請手数料（5,000円・消費税別）を添えて提出する。

8) 認定書の交付並びに標識の掲示

日車協連会長は、申請書を審査確認の上、先進安全自動車対応優良車体整備事業者として資格があると認めた場合は、認定書を交付する。

なお、標識については、所定の標識を事業場の見やすい場所に掲げるものとする。

2. 申請に必要な書類の種類

申請には、次の種類のものがが必要です。

- 1) 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書
- 2) 優良自動車整備事業者認定の特殊整備事業者車体整備作業（一種・二種）工場認定書の写し、もしくは自動車車体整備推奨工場指定書の写し
- 3) 自動車分解整備事業の認証書の写し
- 4) 認定される機器設備ごとの優良車体整備事業者保有機器審査委員会認定対象機種の保有を証明する資料
- 5) 高度化車体整備技能講習受講を証明する資料（修了証の写し）

3. 申請書の作成要領

- 1) 申請には、定められた様式用の紙を用いて作成する。
- 2) 申請書には、申請年月日、申請者氏名、申請者の所在地、電話番号及び郵便番号を記入する。

令和 年 月 日

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書

日車協連会長

小 倉 龍 一 殿

申請者

印

申請者所在地

電話番号

郵便番号

申請事業所名

申請事業所所在地

電話番号

郵便番号

先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を受けたいので、所定の手数料
15,000円（消費税別）を添えて申請いたします。

4. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者規則

(総 則)

第1条 日本自動車車体整備協同組合連合会（以下日車協連という）の定款第8条に基づき先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を行うため、この規則を定める。

(目 的)

第2条 この規則は、先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を行うことにより、自動車の車体整備の質の向上を図るとともに、質の高い車体整備が関係者から適切に評価されることを目的とする。

(認 定)

第3条 日車協連会長（以下会長という）は、各都道府県車体整備協同組合の所属会員（以下申請者という）よりの申請書及び所属車体整備協同組合（以下車体協という）理事長の推薦書を審査の上、適格と認めた事業者を先進安全自動車対応 優良車体整備事業者として認定する。

2. 前項の場合、会長は、認定書を交付する。

(基 準)

第4条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を申請しようとする者は、別表の基準に適合するものでなければならない。

2. 前項の事業者は、自動車車体整備を行うにあたり、関連する法令を遵守するものでなければならない。

(申 請)

第5条 申請者は、別紙の申請要領に基づき、申請書を作成し、車体協理事長に提出する。

(調査委員会の設置)

第6条 各都道府県車体協理事長は、調査委員会（若干名）を設置し、調査委員を申請事業者に派遣し、申請内容について確認を行うこととする。

(推 薦)

第7条 各都道府県車体協理事長は、申請者の申請内容が基準に合致し、かつ審査の結果、適格と認めた場合は、会長に推薦する。

(標 識)

第8条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の認定を受けた者は、所定の標識を事業場の見やすい場所に掲げるものとする。

(車体整備記録簿)

第9条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の自動車車体整備士は、修理車両の車体整備記録簿及び修理前後の写真を保存し、必要に応じ車体修理記録簿を交付することとする。

(整備保証書)

第10条 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の自動車車体整備士は、修理保証書を交付することとする。

2. 保証の基準等は各先進安全自動車対応 優良車体整備事業者の独自基準とする。

(経費の賦課)

第11条 認定申請に係わる手数料等は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(認定の取消)

第12条 次の各号に該当した場合は、認定の取消を行う。

- (1) 事業を廃止したとき
- (2) 認定を辞退したとき
- (3) 所属協同組合を退会したとき 所属協同組合が日車協連を退会したとき
- (4) 先進安全自動車対応 優良車体整備事業者としての基準を欠くに至ったとき
- (5) 自動車車体整備を行うにあたり、関連する法令の違反行為を行ったとき
- (6) 認定に際し登録された車体整備士が当該年度の高度化車体整備技能講習を受講しなかったとき

(変更届)

第13条 認定を受けた事業者の代表者名、事業者の移転、商号を変更した場合、認定された機器設備の取替・変更、高度化車体整備技能講習修了者の辞任・選任等については、直ちに変更届を所属車体協理事長を経て会長に提出し、変更の手続きをしなければならない。

(規定の改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

5. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者基準

別 表

| 名 称 | 指定する要件 |
|---|--|
| <p>先進安全自動車対応優良車体整備事業者 電子制御システム整備作業及び新材料溶接作業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 優良車体整備事業者認定の特殊整備事業者車体整備作業（一種・二種）工場または日車協連・車体整備推奨工場であること ② 自動車分解整備事業の認証工場であること ③ 先進安全自動車対応優良車体整備事業者の保有機器審査委員会が認定した機種のスポット溶接機を備え、当該溶接機の能力に応じた溶接が適切に実施できる環境を整えていること ④ 当組合指定のスキャンツール技能講習会を受講した車体整備士が在籍するか一般社団法人日本自動車整備振興会連合会コンピュータ・システム診断認定店であること ⑤ 先進安全自動車対応優良車体整備事業者の保有機器審査委員会が認定した汎用スキャンツール標準仕様機を備えていること ⑥ 事業者は日車協連の定める技術情報等を常に高度化車体整備技能講習修了者へ提供すること |
| <p>高度化車体整備技能講習修了者</p> | <p>自動車車体整備士であって、日車協連が策定する高度化車体整備技能講習を毎年受講していること</p> |

平成29年4月1日から別表の基準で認定を行うにあたり、スキャンツールについては国の補助金対象機種とし、スポット溶接機については超高張力鋼板対応とする。（スキャンツール及びスポット溶接機の機器一覧は、機器審査委員会において認定した機種を別途案内する。）

平成30年度以降、機器審査委員会が認定したスキャンツール及びスポット溶接機保有事業者を追加認定する。

6. 先進安全自動車対応優良車体整備事業者申請用紙等

令和 年 月 日

先進安全自動車対応 優良車体整備事業者申請書

日車協連会長

殿

申請者

印

申請者所在地

電話番号

郵便番号

申請事業所名

申請事業所所在地

電話番号

郵便番号

先進安全自動車対応優良車体整備事業者の認定を受けたいので、所定の手数料
15,000円（消費税別）を添えて申請いたします。

令和 年 月 日

日車協連会長

殿

推せん書

下記の者は、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者認定の資格審査の結果、
的確と認められますので、先進安全自動車対応 優良車体整備事業者規則第7条
により推薦します。

記

1. 事業場名
2. 事業場の所在地

協同組合理事長 印